

第2 生徒心得

1 基本的心得

- (1) 自律心を養い、常に本校生徒としての品位を保ち、服装・態度等は他人に対して礼を失することのないようにしよう。
- (2) 積極的に学習や部活に取り組み、読書や研究を通して高い見識、豊かな情操、的確な判断力を養おう。また、スポーツを愛好し、心身の発達を図ろう。

2 校内生活

- (1) 登校から放課後まで無断で校外に出ない。必要なときはHR主任の許可を受ける。
- (2) 昼食は原則として昼休み時間に教室でとる。
- (3) 他人に迷惑になるような行為は慎む。
- (4) 学習に不必要なものは持参しない。
- (5) 携帯電話・スマートフォンの使用について
 - ・始業から終業までは校内使用禁止。
 - ・放課後は校内使用可。ゲーム、不要な撮影等は慎み、必要な範囲で使用する。
- (6) 校内で火気をもてあそびではない。
- (7) 教科・部活動等の器具借用は関係職員の許可を受ける。
- (8) 校具または教室等を臨時に使用するときは、必ず職員の許可を受ける。
- (9) 校舎校具備品等を破損したときは、直ちに職員に申し出る。
- (10) 学校の許可を得ないで金銭の徴収、文書・ポスター等の掲示、または印刷物を編集・発行・配布及び放送等による広報活動をしてはならない。
- (11) 集会を催すときは、その代表者を定め、集会の目的、人員、日時（会費を要するときはその金額）等を申し出て、生徒部の許可を受ける。

※学校管理下におけるけが・病気に関する注意

学校管理下（授業中、登下校、部活動等）において発生したけがや病気を医療機関で受診したときは、速やかに保健室に申し出て指示を受ける。

3 服 装

(1) 基本原則

女子

ア 冬服

- ① 濃紺の制服を着用する。
- ② 上着（校章を左胸に付ける）、ベスト、スカートまたはスラックスの3点着用を基

本（正装）とする。

イ 合服

ベストと白のシンプルなブラウスを着用し、校章を左胸に付ける。

ウ 夏服

半袖のマーク入りの指定開襟シャツを着用する。

男子

ア 冬服

黒の制服を着用し校章を左襟につける。

イ 夏服

半袖のマーク入りの指定開襟シャツを着用する。

(2) 衣替え

衣替え期間は特に設けず、以下の運用を認める

女子

ア 暑いときは、上着を着用しなくてもよい。

イ 上着を着用しない場合は、合服（本校指定ベスト着用）が望ましい。

長袖ブラウス（転写マーク付）を着用する際には、裾をしっかりとスカートまたはスラックスの中に入れる。
または、半袖のマーク入りの指定開襟シャツを着用してもよい。

男子

- ア 暑いときは、上着を着用しなくてもよい。
- イ 長袖の白いワイシャツを着用するときは、転写マークをつけたものを着用する。その際には、しっかりと裾をズボンの中に入れる。
または、半袖のマーク入りの指定開襟シャツを着用してもよい。

(3) その他

- ア 6月から9月の期間の式典時は、全員夏服を着用する。
- イ 上記以外の式典時は、全員冬服（正装）を着用する。

4 登下校時刻

- (1) 登校は午前8時20分までにすること。各学年で時差登校時間が決められている場合は、それに従うこと。（自転車使用は別項参照）
- (2) 下校は原則下記時刻までにすること。
完全下校時刻を19時30分とする。特別な場合は、その都度検討して決める。

5 クラブ部室

クラブ部室は運動部の場合、部員のクラブ活動時の更衣の部屋であり、用具の管理室である。文化部においては活動の場であり、用具の管理室である。このような使用目的から部室の使用にあたっては、次の規定を守ること。

(1) 部室使用時間

平日 始業前と昼休み（但し、部活動に必要な準備のために限る）および放課後

休日 クラブ活動時間

上記以外は部室を使用しない。特に事情のある場合は、顧問の許可を得ること。

- (2) 部室にはクラブ活動に不必要なものは置かない。
- (3) 部室には原則として部員以外の者は出入りしてはいけない。
- (4) 部室の鍵は顧問が管理する。
- (5) 部室は常に清潔と整頓に心がけ、戸締まり、消灯を厳守する。

上記の使用規定を守らず、何回も注意を受けたクラブについては一時的あるいは永続的に閉鎖処置をとる。

6 校外生活

(1) 外泊

出来るだけ慎み、保護者の許可なく無断で外泊しない。

(2) 旅行

生徒同士で旅行する場合は、届けを提出して許可を受ける。

(3) アルバイト

ア アルバイトは原則として許可しない。

イ 家庭事情等により、やむを得ずアルバイトを希望する者は規定の用紙に記入し、HR主任を通して校長の許可を受ける。

(4) 集会

外郭団体に加入、またはその催物に参加する場合は、その名称、目的、会場名、期日・責任者名を記し、学校に許可を受ける。

7 通学上の注意

- (1) 交通道徳を守り、交通安全に心がける。
- (2) 自転車を通学に使用する者は交通法規を守り、事故を起こさないように十分注る。

- ア 各学年の指示により、時差登校する。
 - イ 左側を一列で走行する。
 - ウ 二人乗りやスピードの出し過ぎ、信号無視、傘さし運転、ヘッドホンステレオ、携帯電話の使用は絶対にしない。
 - エ 日没時から必ず点灯する。
 - オ 標識により自転車通行可の歩道を走行するときは、歩行者の迷惑にならないように注意する。
 - カ 交差点では徐行または一時停止して安全を確認する。
 - キ 学校では指定された場所に駐輪し、施錠する。
 - ク 常に自転車の点検を行い、故障個所の修理と不備な個所の整備を直ちに行う。
- ※学校の交通指導に従わなかったり、違反を繰り返す者は自転車通学の停止や自転車を学校で預かることもある。
- ケ 自らの身を守るためにもヘルメットの着用を努力義務とする。
- (3) 原付自転車による通学は原則として許可しない。

(様式1)

校長	教頭	生徒部長	HR主任

校外活動(旅行等)許可願

令和 年 月 日

清水東高等学校長 様

保護者住所

TEL ()

氏 名 印

生 徒 年 組

氏 名

下記のように校外活動をしたいので許可願います。

記

活動の種類 及 び 目 的	
期 日	
活動の場所 または目的地	
宿 泊 住所、旅館名	
日程(コース)	
引 率 者 及 び 同 行 者	
備 考	

(様式2)

校長	副校長	教頭	生徒部長	HR主任

アルバイト許可願

令和 年 月 日

清水東高等学校長 様

保護者

住所

氏名

印

生徒

年

組

氏名

下記のようにアルバイトをしたいので許可願います。

記

事業所	住 所	
	名 称	
	責任者	課 氏名 印
勤 務	期 間	月 日 ～ 月 日
	時 間	時 分 ～ 時 分
内容または職種		
アルバイトを行う理由		
備 考		

